

みんなので育てよう

介護保険

昨年の四月から介護保険制度がスタートし、一年がたちました。今回は、これまでの介護保険の要介護認定状況、サービスの利用状況と、十月からの保険料の変更についてお知らせします。

みんなので支え合う

制度です

介護保険は、介護する人、介護される人が抱えている不安や負担を、社会全体で支え合うための制度です。これからますます高齢化が進む中、一人でも多くの人が安心して暮らせるよう、行政と市民、サービス提供機関などが一体となり、新しい制度を大きく育てていきたいと思います。

利用の状況

要介護の認定やサービスの利用など、介護保険の利用者は徐々にふえています。介護予防や、家族などの介護者の負担を減らすためにも、この制度を上手に活用してください。

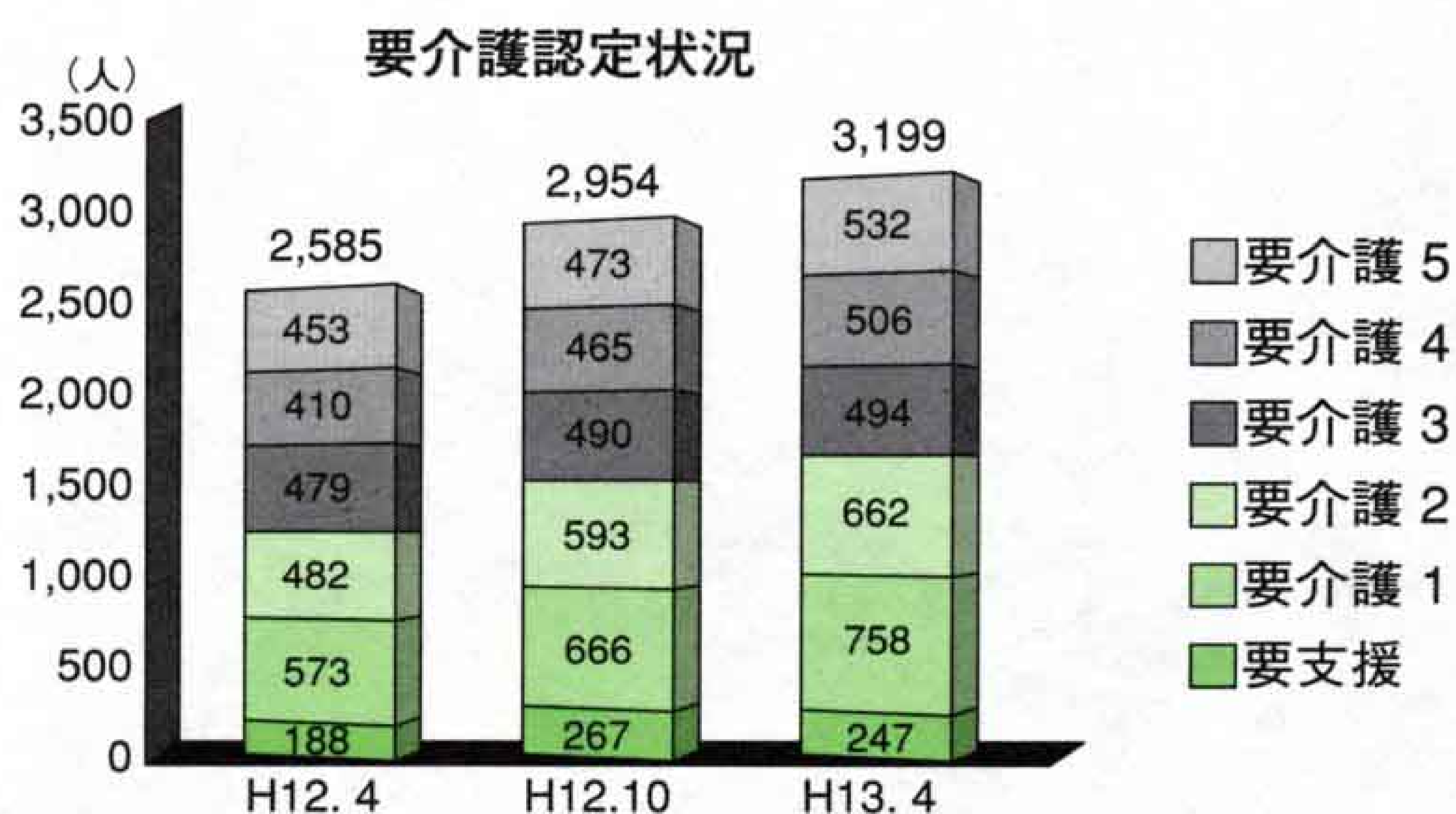


表1 介護保険主要サービス利用状況

サービスの種類		平成12年	平成12年	平成13年
		5月	11月	4月
訪問介護（ホームヘルパーの家庭訪問）	件数	380	583	664
	利用回数	3,447	6,392	7,544
訪問入浴（訪問入浴車による入浴介助サービス）	件数	109	164	166
	利用回数	307	603	642
訪問看護（看護婦（士）、保健婦（士）などの家庭訪問）	件数	184	256	289
	利用回数	727	1,159	1,281
訪問リハビリテーション（理学療法士や作業療法士などの家庭訪問）	件数	29	46	45
	利用回数	111	179	181
通所介護（デイサービス）	件数	667	812	860
	利用回数	4,584	6,120	6,451
通所リハビリテーション（デイケア）	件数	303	349	346
	利用回数	2,469	2,833	2,818
短期入所生活介護（福祉ショートステイ）	件数	199	272	295
	利用日数	1,012	1,665	2,048
短期入所療養介護（医療ショートステイ）	件数	78	118	117
	利用日数	484	725	721
介護老人福祉施設（従来の特別養護老人ホーム）	件数	325	330	328
	利用日数	9,349	9,830	9,879
介護老人保健施設（従来の老人保健施設）	件数	106	184	187
	利用日数	2,956	5,044	5,230
介護療養型医療施設（従来の療養型病床群など）	件数	13	52	63
	利用日数	348	1,491	1,939

※利用状況は、国民健康保険団体連合会資料によります。



十月から

六十五歳以上の人の

介護保険料が変わります

十月からは

全額納付になります

保険料は、万が一介護が必要となつたときのため、またみんなで介護を支えるために、四十歳以上の国民全員が納めることになっていきます。

これまで、六十五歳以上の人については、介護保険制度について理解していただきながら、保険料を段階的に負担していただけるよう、保険料の軽減が行われていました。

十月からは、本来の保険料(全額)を納付していただくこととなります。また、負担が重くならないよう、保険料の額は所得によって五段階に分かれています(表2)。



表2 平成13、14年度の年間保険料

段階	対象者	平成13年度 (9月まで半額) (10月から全額)	平成14年度 (本来の 保険料年額)
第1段階	生活保護受給者の場合 世帯員全員が市民税非課税でかつ老齢 福祉年金受給者の場合	1万3,300円	1万7,700円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税の場合	1万9,900円	2万6,500円
第3段階	本人は市民税非課税だが、その他世帯 員が市民税課税の場合	2万6,600円	3万5,400円
第4段階	本人が市民税課税の場合 (前年の合計所得金額が250万円未満)	3万3,200円	4万4,200円
第5段階	本人が市民税課税の場合 (前年の合計所得金額が250万円以上)	3万9,800円	5万3,100円

※保険料の段階を算定する期日は4月1日です。

介護サービス利用者の声

J Aオアシス吉永デイサー
ビスセンターを利用

小泉 かずえさん(比奈)



ひ孫の村松柚希ちゃん(右)、
中村優里ちゃん(左)と

デイサービスに

行くのが楽しみ

デイサービスは、週に二回利用しています。友達や職員の皆さんとおしゃべりをしたり、一緒に歌を歌ったりするのがとても楽しくて、いつも時間がたつのを忘れてしまいます。一日じゅう家の中にいるときよりも、気持ちが発散できてとても元気になりますよ。不思議なことに、体の不調も忘れてしまいます。

このようなデイサービスの施設があるのは、本当にありがたいですね。

介護者にとっても

利用しやすい制度に

ケアマネージャーさんや訪問看護婦さんから、在宅介護についていろいろな情報やアドバイスをもらうことができ、とても助かっています。介護は決して楽なことではありません。精神面での負担も大きいものです。ショートステイなどのサービスをうまく利用し、ときには自分自身がリフレッシュできる時間を持ちながら介護に取り組んでいます。一人一人に合ったサービスが充実し、介護者の負担も軽減されるような制度になってほしいですね。

在宅介護をしている

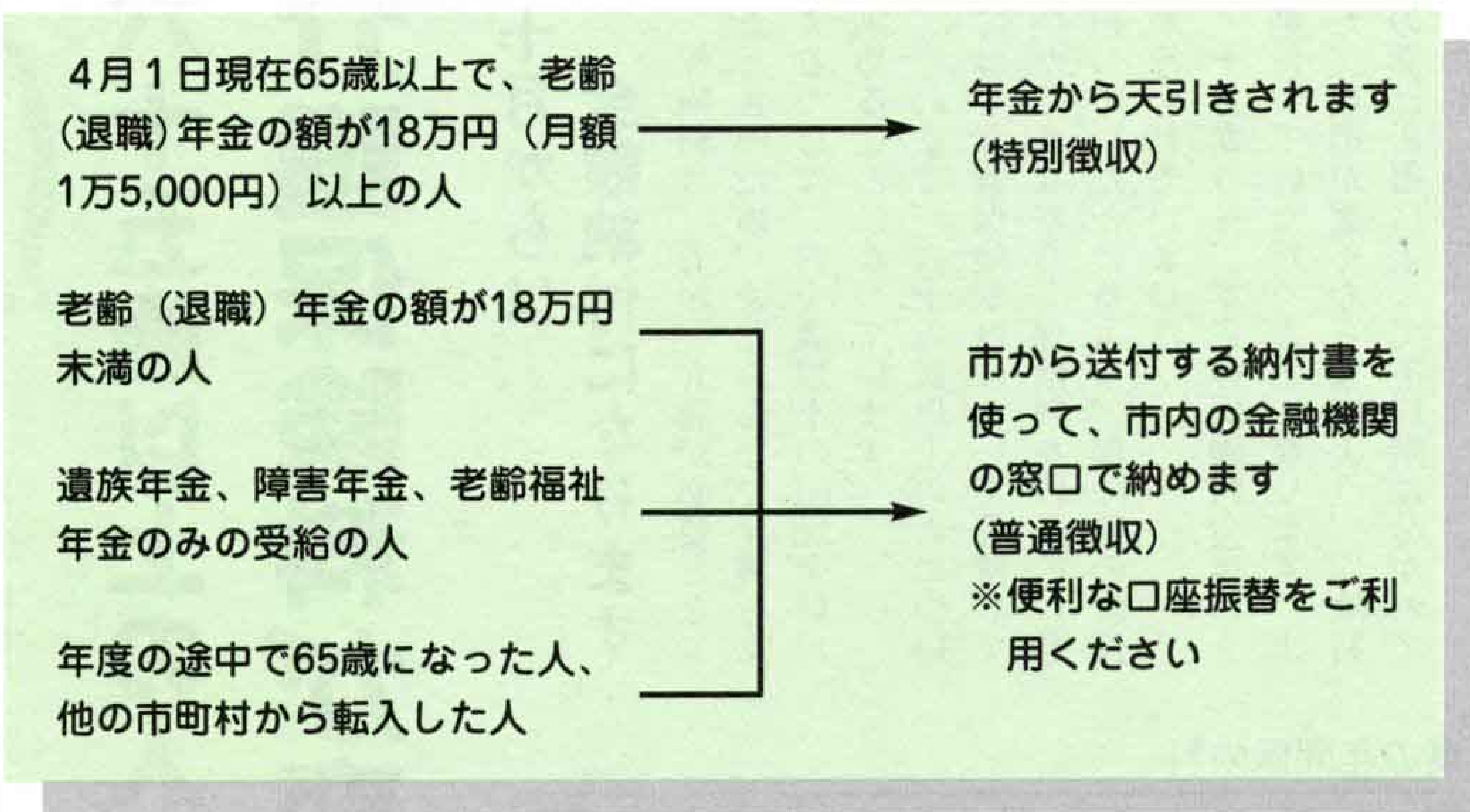
桑原 尚美さん
(本市場)



祖母の中山光枝さんと

保険料の納め方

六十五歳以上の人の保険料の納め方は、年金からの天引き（特別徴収）と、市への個別納付（普通徴収）があります。どちらの納め方になるのかは、受け取っている年金の額や種類によって決まります。



保険料の納め忘れに注意!

保険料を滞納している人がサービスを利用する場合は、原則として次のような措置をがとられます。

一年以上滞納すると...

サービス費用の全額を一たん自己負担することになります。申請後、費用の九割の保険給付が行われます。

一年六か月以上滞納すると...

サービス費用の全額を一たん自己負担することになります。申請後も、保険給付の一部または全部が差しとめになったり、滞納していた保険料と相殺されたりします。

一年以上滞納すると...

サービスを利用するとき、利用者負担額が一割から三割に引き上げられるなどの措置があります。

災害などの特別な事情で保険料が納められなくなったときには、徴収の猶予や減額、免除される場合もあります。介護保険課の窓口までご相談ください。

●介護保険出張講座を

行っています

皆さんに、介護保険について理解を深めていただくため、介護保険出張講座を行っています。十人以上のグループで、介護保険課までお申し込みください（ご希望の内容、日時、場所などについては打ち合わせをさせていただきます）。

●介護の悩みは

一人で抱えこまないで

介護をする中での悩みは、介護者の心身疲労や家族間のあつれき、サービス提供者とのトラブルなど、多岐にわたります。

そんなときは一人で悩まずに、介護保険課窓口や民生児童委員、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所へ相談しましょう。

★在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所、その他の詳しいことについては、四月に全戸配布をしたパンフレット「ふじしの介護保険」をごらんください。

問い合わせ

介護保険課

☎555-12765